

会 議

午前 10 時 0 分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番、土屋勝利君であります。

ここで報告の件があります。本日の会議開催に当たり、説明員の磯崎水道課長が欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第1号 伊豆つくし学園組合の解散について、議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について、議第3号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）、以上5件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 厚生文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第1号 伊豆つくし学園組合の解散について。

2) 議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について。

3) 議第 5 号 平成 18 年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）（本委員会付託事項）。

2 . 審査の経過。

2 月 9 日、第 2 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より糸賀福祉事務所長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3 . 決定及びその理由。

1) 議第 1 号 伊豆つくし学園組合の解散について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 2 号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 5 号 平成 18 年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長（森 温繁君） ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） これをもって厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5 番。

[建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇]

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第 3 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

2) 議第 5 号 平成 18 年度下田市一般会計補正予算（第 5 号）（本委員会付託事項）。

2 . 審査の経過。

2 月 9 日、第 3 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井觀光

交流課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第3号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務常任副委員長、中村 明君の報告を求めます。

7番。

[総務常任副委員長 中村 明君登壇]

総務常任副委員長（中村 明君） 総務委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

2月9日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋企画財政課長、出野総務課長、村嶋税務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの総務常任副委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって総務常任副委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第1号 伊豆つくし学園組合の解散についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 伊豆つくし学園組合の解散については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第3号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市課設置条例及び下田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしまし

た。

次に、議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

一般廃棄物処理業務適正化に係る調査報告について

議長（森 温繁君） 次は日程により、一般廃棄物処理業務適正化に係る調査報告について、当局の説明を求めます。

[「議長、その前に議事の運営について」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） どうぞ。

10番（小林弘次君） この報告につきましては、昨年の12月議会におきまして、家電リサイクル法に違反して冷蔵庫あるいは電気製品、テレビ等の不法な処理が行われていたことに関して、市長、助役の処分というふうな問題から出発したわけでございまして。その他一般廃棄物の処理、収集あるいはリサイクルの収集、処理について一種、霧のようなものがこの下田市の廃棄物処理行政の中に覆われている。こういうものを晴らすために、内部に調査委員会が設置された経過がございます。

極めて大事な問題であると思うのですが、本臨時会でこれが付議されたものであるのかどうなのか。要するにこれは議決するような事件であるかどうか。この点を明確にした上で、審議に臨みたいと思うのですが、議長はどういう見解でしょうか。

議長（森 温繁君） 議決事件ではなく報告という形で、扱わせていただきたいと思います。

はい、10番。

10番（小林弘次君） 本臨時会の冒頭の庶務係長の報告は、付議事件として報告されてい

るわけです。

もう一つは、臨時議会は議長ご承知のとおり、特定の議案を審議する議会でありまして、議案についてはことごとく告示されているわけであります。

今回の、この下田市の廃棄物等の報告は、当初、我々に示されたものは全員協議会で報告するという文書が議案と一緒に送付されたものであります、その後、付議事件として公告したもので全員協議会は中止するという、こういう文書が回ってきておりました。

したがって、これは明確に臨時議会における議案として処理しなければならない事案であるわけです。告示行為が一つ、もう一つは付議事件として本臨時会の冒頭で処理されている。

議長の見解は誤りではないのか。どういう根拠に基づいてそれがなされているか、明らかにしていただきたい。単なる報告を議会で議論するというのは、おかしなものになるのではないでしょうか。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時24分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの質問に対する答弁をいたします。

臨時会の付議事件は議決事件に限定する 必要はないという判断、全国議長会に問い合わせましたので、具体的な報告事項を示して告示すればよいという答えをもらっておりましたので、このように取り扱わさせていただきました。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは報告を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは過日、お手元に配付をさせていただきました報告書をご用意いただきたいと思います。

一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会調査検討報告書。

1. 調査委員会の設置でございますが、平成 18年 12月下田市議会定例議会総務常任委員会における一般廃棄物の処理等に関する調査の申し入れ事項に基づき、平成 18年 12月 20日付「下田市一般廃棄物業務適正化庁内調査委員会設置要綱」を制定いたしました。

下田市一般廃棄物業務適正化庁内調査委員会 以下、調査委員会でございます、は助役

を委員長とし 6 名の課長で組織し、下田市が許可または委託する一般廃棄物処理業務に関する適正化の調査検討を行うことを目的としたしました。

2 . 調査委員会における調査検討項目でございます。

調査委員会では、総務常任委員会において委員長より求められた次の 6 項 目の現状、 調
査 この調査は経過と問題の整理でございます、 改善の必要性について、 関係者からの意
見等の聴取をもとに調査検討を行うこととしたしました。

残渣の処理の問題について。

有償処理料金の問題について。

瓶あるいは粗大ごみの持ち帰りの取り扱いの問題について。

リサイクルごみの取り扱いについて。

許認可における協議事項等の問題について。

その他諸問題の解明について

でございました。

3 . 調査委員会の開催でございます。

次のとおり調査委員会を開催した。

計 5 回を開催いたしました。 1 回目、 年月日は平成 18 年 12 月 27 日、 会議の概要は一般廃棄
物処理業務の現状と指摘事項の整理でございます。

2 回目は、 平成 19 年 1 月 10 日、 会議の概要は同じでございます。

3 回目、 平成 19 年 1 月 17 日、 関係職員からの意見聴取をいたしました。 なお、 2 月 2 日に
追加聴取をいたしました。

4 回目、 平成 19 年 1 月 30 日、 関係業者からの意見聴取を行いました。

5 回目、 平成 19 年 2 月 6 日、 問題整理と改善策の検討を行いました。

4 . 項目別の調査検討でございます。

1 点目の残渣処理 の問題について。

委託業務及び処分業許可による粗大ごみの破碎処理で発生した残渣を、 市清掃センターに
持ち込むこと及びその手数料が無料となっていることについて、 調査及び検討を行いました。

現状は、 残渣は清掃センターに持ち込まれ、 その持ち込み手数料は無料としている。 ただ
し、 廃家電処分業の許可による残渣はキロ 3 円の有料となっております。

調査の内容でございますが、 平成 7 年以前の冷蔵庫等の粗大ごみ処理方法は、 野焼きによ
り燃えるものと鉄類を分離していた。

そのため環境問題もあり、市直営による粗大ごみ処理 施設を検討していたが、施設設置の財源やランニングコストから廃棄物減量等推進審議会において民間委託の推進の方向性が示され、平成 7 年 これは平成 7 年 4 月 25 日稼動でございます、に株式会社栄協メンテナンスが粗大ごみ処理施設を設置し、粗大ごみの排出量増加の対応に窮していた下田市及び賀茂郡下のいくつかの町村は、粗大ごみの破碎処理を委託することとなった経過がある。

当時、民間による粗大ごみ処理施設は県内ではなく、委託許可業者から提示された処理コストや施設減価償却から算出した処理委託料をなるべく低く抑える交渉がなされ、その結果、有価物は委託許可業者が処分すること、残渣は無料として委託市町村が受け入れることを当時関係した職員から聞き取りした。

その後も同様の取り扱いにより現在に至っている。

平成 13 年の処分業許可においても、廃家電を除く粗大ごみの残渣は委託と同様な取り扱いとする口頭の指示を行っている。

なお、他町の粗大ごみ破碎による残渣は、発生した町に返却されていることを関係する町及び委託許可業者から確認をした。

改善の必要性でございます。

委託許可業者の平成 7 年粗大ごみ処理施設設置により、下田市を含めた近隣町村は野焼きによる処理を行わず、また、直営による施設設置の場合と比較し経費等の節減になったと思われる。

残渣の料金について、処理コストと相殺する取り扱いで残渣は無料としている経過や近隣の町においても残渣は無料としていることから、委託における取り扱いは従来どおり無料とする。

ただし、平成 7 年当時県内には民間の施設がなく、処理コストの算定例がなかったことから、今後、他市町での実例も調査し、委託料を検証することも必要である。

また、委託許可業者の処理施設に直接持ち込まれる場合にも、委託を受ける 場合と同じ処理コストが必要であり、市に持ち込まれる場合と比較して運搬費用分が軽減されたことから、委託と同様に無料の取り扱いとする。

廃家電処分は別料金 これは家電リサイクル法に準じた金額となっていることから残渣は有料とするが、残渣量の根拠を確認する必要があり、処分した廃家電の数量の報告を求める改善が必要である。

の有償処理料金の問題についてでございます。

委託許可業者のチラシによる処理(処分)料金、キログラム 31円について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項に抵触するかの問題として調査検討をいたしました。

現状は、下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条別表第1における粗大ごみの持ち込み手数料は、キログラム 20円と規定されている。

許可業者の一般廃棄物処理業許可における取り扱い料金は、キログラム 30円として許可している。

調査でございますが、平成13年9月1日の処分業許可当初から、許可業者における取り扱い料金がキログラム 30円となっている。

廃棄物処理法第7条第12項では「条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超えた料金を受けてはならない。」と規定しており、市町村と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に、住民に不公平を来さないよう料金の最高額を定めたもので、住民側から見て市町村の手数料を超えている場合は、法に抵触するとの廃棄物処理法の解釈である。

平成13年処分業許可における関係職員からの聞き取り調査の結果、処分業の内容が破碎の許可であるため、市が委託する粗大ごみ処理委託契約書における中間処理 これ破碎、処分費との比較をしており、廃棄物処理法の解釈に誤りがあったことになる。

一方、許可業者からの意見聴取等においては、処理料金は原価方式に基づき算出した適正な料金で、処理コスト的にも採算限度であり、市許可の不備であるとの主張であった。

なお、委託許可業者のチラシ処理料金キログラム 31円は、消費税分を内税方式で表示されたものである。

改善の必要性、でございます。

是正する方法等は、一としては、許可業者の取り扱い料金を市手数料キログラム 20円以下とする指導を行う。

二つ目としては、市手数料を改正する。

三つ目としては、許可業者が市と別のサービスを行っていれば法に抵触しない、と考えられる。

今後、許可業者との協議や検討が必要である。

瓶あるいは粗大ごみの持ち帰りの取り扱いの問題についてでございます。

粗大ごみ破碎後の有価物処理問題として調査検討をいたしました。

現状でございますが、委託及び処分業許可における粗大ごみを破碎した残渣は無料、鉄等

の有価物は委託許可業者が処分している。

調査の内容でございます。

市町村は一般廃棄物の処理責任があり、粗大ごみ破碎後に分離された残渣を含め、有価物も市が責任を持たなければならない。

民間の粗大ごみ処理施設が設置され、有価物は委託許可業者が処分することとなった 経過は、 残渣処理の問題について、の「調査」欄で述べたとおりであります。

粗大ごみ処理委託において発生する有価物は、その価格や運搬コストから、多くの市町村でも委託許可業者が処分する取り扱いとしている。

しかし、委託契約書及び処分業許可条件においては、具体的に書面化がされていない。なお、この書面化されていない理由として括弧書きの中に、他市町村においては、お墨付きや既成事実化する恐れがあるとして書面によらないケースが多いとされております。

改善の必要性、でございますが、平成7年以降、委託費を軽減するため、有価物は処理コストと相殺する方法で取り扱っている。

多くの市町村の例や過去の経過から、下田市においても従来どおりの取り扱いとする。

有価物の価格は短期間で変動しその把握が難しい状況であるが、今後、委託金額等の検討資料として市も価格を把握する必要がある。

なお、委託契約書及び処分業許可条件の口頭指示では、その内容が引き継がれない恐れもあり、内部決裁等により明確にする必要がある。

契約書等で書面化することについては、別に調査検討が必要である。

リサイクルごみの取り扱いでございます。

リサイクル分別収集した後、破碎処理及び処分する品目を分別委託業者の計量機で行っていることの是非について調査検討をいたしました。

現状、でございますが、リサイクル分別収集 13品目のうち、破碎処理を委託する粗大ごみと雑瓶、また、処分を委託するダンボール、新聞紙及び雑誌は委託許可業者で計量した計量伝票を持って市の計量にかえている。

調査の内容でございますが、リサイクル分別収集の委託を開始した平成 13年は、すべて市の計量機による計量を行っていた。

その後、市ストックヤードが手狭で、混雜している一般市民 の計量に混乱を与えること、計量機は計量検定を受けていることを考慮し、委託許可業者の計量に切りかえされている。

市清掃センターへの一般市民の持ち込みは、1日当たり 200台から 300台、なお、計量回数

は2倍になります、で終日混雑している現状があり、また、分別収集では1台が多品目を収集している場合もあり、計量時に市清掃センターの積み下ろしに必要な作業スペースが手狭である。

改善の必要性でございますが、作業車両や持ち込み車両で混雑している実情があり、市民への配慮として講じた方法でもある。

現状において、市のストックヤードや作業スペースが狭い状況の改善策がない実態がある。

委託許可業者の計量機を利用する場合、計量方法、計量機能や信頼関係を保つための定期的な確認が必要あります。

今後、委託許可業者の計量による場合には、定期的に計量方法等の実態把握に努める必要があります。

許認可における協議事項等の問題についてでございます。

平成13年処分業許可における許可条件の具体的な内容と内部処理の問題として調査検討をいたしました。

現状は、処分業許可における許可条件は、次のとおりとなっております。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること。
- 三 当該許可による処分等により発生する残渣物の処分については、市と協議し、市の指示に従うこと、となっております。

調査の内容でございますが、上記3つの条件における「市の指示」は、有償処理料金の問題についての「調査」及び「改善の必要性」の欄で述べたとおり、書面による指示は行っていない。

「市の指示」は口頭により、「家電リサイクルに係る廃家電以外の残渣は無料、有価物は委託許可業者が処分」を指示している。なお、括弧内、継続許可時にも同じ取り扱いのため、特に指示はしていないということでございました。

改善の必要性。

「市の指示」は、後日指示内容が不明になる恐れがあるため、内部処理の適正化が必要となる。

「残渣は無料、有価物は委託許可業者が処分」とする指示内容の検討結果は、残渣処理の問題について、の「改善の必要性」のとおりであります。

その他諸問題の解明についてでございます。

A といったしまして、平成 13年処分業許可に関して調査及び検討を行った。

現状。

処分業許可により、廃家電及び粗大ごみは許可業者の施設に直接持ち込むことが可能となっている。

調査でございますが、家電リサイクル法が施行された平成 13年 4月 1日以前は、廃家電を含む粗大ごみは、破碎施設のある委託の許可業者に委託していた。

委託許可業者は、家電リサイクル法施行時から 5カ月間、伊東市の指定取引場所に運搬していました。

廃家電許可に当たっては静岡県から助言を受け、平成 13年 9月 1日に廃家電の処分とあわせ、粗大ごみの処分ができる許可を行っている。

その後、冷蔵庫・冷凍庫及びテレビの 処分方法が処理基準を満たしていないことが判明し、改善の行政指導を行い、平成 18年 9月、 10月にそれぞれ処分を取りやめしている経過があります。

許可に当たっては、家電リサイクル指定取引場所が遠隔地で、市民の利便性に問題があり、処理の選択肢を増すことによる不法投棄対策でもあった。

廃家電を除く粗大ごみ等の処分業は、昭和 52年の「下田市内より排出される不燃物ごみの内金属類の一部収集及び処分の承認」、また昭和 58年の「再生利用個別指定業」等を整理するものとして許可している経過があったものであります。

なお、既に処分を取りやめているテレビのブラウン管のうち再生材とならなかった残渣は、破碎後の雑瓶に混入させ、市清掃センターに持ち込んでいた時期があったことを委託許可業者から確認しております。

改善の必要性でございますが、処分業許可は、一般廃棄物処理計画との整合性や市の処理が困難である場合に許可できるものであるが、その検討過程等が不十分であった可能性がある。

今後、同様の許可事例等の検討に当たっては、調査委員会や環境審議会での検討を行い、多くの意見を反映するように改善する。

B といったしまして、市と処分 業の許可における粗大ごみの取り扱いの齟齬について調査検討をいたしました。

現状は、市清掃センターに持ち込まれたたんす等の可燃性ごみは、破碎が必要であっても一般可燃物キログラム 3 円を適用している。

許可業者におけるたんす等は、粗大ごみ料金での取り扱いを行っている。

調査でございますが、同じ品目の廃棄物であっても、市と委託許可業者の取り扱いに齟齬がある。

市条例では持ち込み手数料取扱区分が明確に規定されていないが、たんす等の破碎が必要であっても可燃性ごみは、従来から一般可燃物の取り扱いとしている。

近隣町の取り扱いでは、たんす等の破碎が必要なごみは粗大ごみとして取り扱っているケースがある。

改善の必要性でございます。

破碎等の中間処理する必要のある廃棄物は、粗大ごみとして取り扱うことが適当である。

なお、次の19年4月でございますが、大変恐縮です、19年7月のプリントミスでございましたので、訂正をお願いいたします。19年7月の手数料改正の施行にあわせ、市における取り扱いを変更することを検討する、としたものでございます。

Cの処分業許可に係る報告書提出及び立ち入り調査の実施について 調査検討をいたしました。

現状は、処分業許可に係る粗大ごみ処理量の報告は受けているが、廃家電の処理台数の報告を求めていない。

施設等の定期的な立ち入り調査は実施していない。

調査でございますが、処分業許可における適正な処理には、処理内容等の透明性を求める報告書の提出や監督指導が必要であり、許可後施設等の定期的な立ち入り調査も実施していない。

なお、廃棄物処理法では、必要に応じ立ち入り調査や報告を求めることができることが規定されている。

改善の必要性でございます。

処分業許可における適正な処理を確保するため、一般廃棄物受け入れ量の報告や定期的な処理施設の立ち入り調査も必要である。

報告書の提出や定期的な立ち入り調査の基準を整備し、許可業者の指導監督を行い、一般廃棄物処理の適正化に努めることが必要である。参考として、下田市一般廃棄物処理業者指導監督に関する基準（案）を添付させていただいております。

5のまとめでございます。

現在は環境に与える影響からできることではないが、十数年前は粗大ごみ処理方法でやむ

を得ず野焼きを行っていた時代もあり、粗大ごみ施設を持っていない下田市は処理に窮していたものの、ランニングコストや施設整備財源で設置がなかなか難しい状況があった。

民間による処理施設設置は、増加傾向にあった粗大ごみの処理に貢献する施設であり、当時、廃棄物減量等推進審議会の意向に沿った民間活用の例であったと思われる。

平成7年の施設設置から平成13年までは、市町村からの粗大ごみを委託処理するものであったが、平成13年9月の処分業許可により市民等が直接持ち込むことが可能としている。

処分業許可を行うこととした背景には、市民の利便性のほかにも、過去に行った委託処理業者への承認等の問題の解消することを理由としていることが判明しており、今後の一般廃棄物に係る許認可の審査や問題処理には十分な検討も必要で、その検討の透明性も要求されるため、調査委員会等による調査検討を行う過程を経ることとした。

そのため、一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会は、この報告以降における設置を継続し、一般廃棄物の諸問題に係る調査検討を行うとした。

また、処理施設は民間活用として設置された経過もあり、さらに市内にある施設であり、市のストックヤードが手狭なことや運搬の利便性から下田市の一般廃棄物処理には欠かせない施設となっている。

しかし、一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、報告書の提出や立ち入り調査が必要であり、指導監督を含めた基準を設けることといたしました。

なお、委託許可業者の処理料金が廃棄物処理法に抵触していること及び粗大ごみ取り扱い齟齬について、調査委員会における検討等により早期の解決を図ることとした。

以上のとおり報告ということで、2月8日に市長あてに報告をしたものでございます。

なお、資料といたしまして、そこに記載のとおり1、2、3の3資料を添付してございます。

以上で、調査委員会の報告とさせていただきます。

よろしくご意見をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 当局の報告が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの当局の調査報告に対して質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 調査委員会の慎重な調査結果について、こうした議会で報告されるというのはいささか異例で、当局の姿勢を高く評価するものあります。

そこで、今回のこの下田市の廃棄物行政、廃棄物についての行政の改善ということが極めて緊急に必要になった事態というのは、助役さんも市長もご承知のとおり、家電リサイクル法に基づくところの処理ではなくて、下田市が県内で唯一と言ってもいいくらいの家電リサイクルに伴う冷蔵庫や冷凍庫、テレビ、あるいはエアコン、これらのものを一般廃棄物として処理していいという、そういう許可をしたということから、その処理基準を満たさないで処理していたという違法行為が明らかになった。これが一つの引き金になったわけでございます。その中でやはりいろいろな諸問題が生まれてきたわけでございまして、こういう報告に至ったということは助役さんの申し上げたとおりでございます。

報告書にはいくつか問題、重要な指摘がございますが、まず、その具体的な指摘に入る前に、粗大ごみの処理委託の契約はどういう内容であるのか。最終処分も含んでいるのかどうなのか。これが質問の第1点でございます。

第2点目は、リサイクル分別収集におけるところの収集等についての委託に伴う廃瓶、ダンボールあるいは新聞紙等の最終処分の委託が行われているのかどうなのか。このリサイクル分別収集にかかる委託の契約の具体的な内容は、どういうふうなものになっているのか。これが2点目でございます。

3点目に、報告では家電リサイクル法に伴う家電製品の別な体系の処理から一般廃棄物として処理することについての許認可に当たって、県の指導と助言をいただいておやりになったと。県の指導と助言というのはどのようなものであったのか。これが3点目でございます。

4点目に、報告によりますと、家電リサイクル法に基づく廃家電の処理については、残渣はキロ当たり3円で、有料で受け入れているということを冒頭で報告しておりますが、その資料的な根拠は何であったのか。

この点をまず、3点ほどちょっとお伺いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 粗大ごみの処理について最終処分を含んでいるのかという部分で、これは粗大ごみの処理をした部分については、最終的な処理は下田市のセンターで

やってあります。

そして、リサイクルの分も、現実的に瓶等の処理は下田市の方に持ってきておりまますので、それも下田市で処理しております。県の指導等の部分については、現実的に右肩に取り扱い注意という部分がありました もので、ここではその報告はいたしません。

廃家電、残渣の有料の根拠ということなのですけれども、廃家電は先ほどの調査の報告のとおり有料で栄協メンテナンスが処理をしたものですが、残渣については3円を徴収しているということでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） それでは助役さんにお伺いしますが、報告書は粗大ごみの処理委託について最終処分は下田市が行うんだということでございますが、残渣物の最終処分は委託した業者さんから残渣物として下田市に持ち込まれて廃棄物の処理をされている。しか し、売れるものは下田市に持ち込まれずに業者さんが最終処分をするという、要するに有価物は最終処分。そういうふうになっているということでございます。

したがって、これらが契約なのだけれども、口頭による契約で行われているというふうに解されるわけでございますが、下田市の契約の規則からいって口頭による重要な契約ということがあるのかどうなのか。一般社会、普通我々の暮らしている社会では、契約には文書による契約もあるし口頭による契約、さまざまな形態があると思うのですが、自治体が粗大ごみの収集、最終処分の方法については、 今の課長さんのお話では最終処分も下田市でやるという。ところが報告は、最終処分の残渣は下田市が最終処分、有価物は業者さんが最終処分という、こういうことになっているわけでございます。

それはともかくとして、まず、契約において口頭による契約ということが、妥当性があるのかどうなのか。これが質問の第2点、再質問でございます。

さらにもう一つは、廃家電の問題について、報告ではテレビのブラウン管あるいはその他の前面のガラス等は、これは鉛等、特別な資源を含んでいて特別な処理が必要なものが、下田市の有料で破碎された廃 ガラスに混入されて処理されているという、こういう報告がございました。

したがって、そこに齟齬があるわけです。廃家電の残渣は全部、有料ですよと。ところが、テレビやその他のものについては、下田市が破碎処理を委託した、お金を出して委託した破碎処理の中に混入して処理されていたという、ここがあるわけです。明らかに齟齬があるわけです。したがって私は、廃家電の有料部分というのは有料で下田市が処理したというもの、

それを実証的に明確にしていただかなければいけないと思います。そうでないとこの齟齬ははっきりしない。

例えば平成13年以降、テレビ、冷蔵庫等が業者さんが何台処理して、そこから出た残渣は何トンで、それがどういうふうに入ったか。こういうふうに結論づける以上は、そういうものを明確にしていただかなければならぬと思います。ですから、まず、廃家電の残渣物をめぐる処理量並びに処理料金はいくらであったのか。これを明確にしないとこここの齟齬が埋まらないのです。

それともう一つ、廃棄物の粗大ごみの処理に当たっては、恐らく焼却可能なものと焼却不可能なガラス類等も混じっていると思います。これらのものはどういうふうに市に持ち込まれていたのかどうなのか。

私の言っているのは、粗大ごみを処理して、年間多いときでは600トンも700トンも、最近では200トン、300トンという大量の粗大ごみを処理していただく。そこから生ずる残渣は、報告書のとおり下田市に全部無料で持ち込まれている。その無料の根拠は、口頭での契約で無料ですよと。相手の生まれた有価物は、皆さんが自由に売ってくださいよと。こういう口頭の契約ですよと。だから、こうですよというわけですから。

そういうことであれば、なおさらその辺の粗大ごみの処理における残渣というものが、逆にガラス類等はどう処理されていたのかということは不明確になっています。テレビ等のガラス類は、要するに利用不可能なその他瓶類等に混入され破碎処理されて下田市に持ち込まれていますという、こういう報告ですから。

これは無料どころか、下田市がお金を払って頼んでいるわけです。そうなりはしませんか、助役さん。お金を払って、廃家電のガラス関係のものは処理をお願いしている。無料どころか、こっちがお金を払っているわけです、破碎処理経費を。

そして、下田市はさらにトン当たり数万円のお金をかけて埋め立て処理をしているという、こういう内容になっているわけです。

ともかく、その点がすっきりしない。ですから私は、今申し上げました単純なことで、廃家電に伴うこの残渣は有料ですという、この断定の資料的な根拠が今言った廃家電のうちのテレビで完全に崩れているわけですから。その点の明確さはやはり必要ではないかと思います。

もう一つは、沢登議員が昨年の12月に、粗大ごみの業者さんが処理する粗大ごみはキロ当たり30円という、これは廃掃法あるいは市の条例に違反するものではないのかという質問を

しました。市長も助役も十分承知していると思います。これ に対して、 12月議会では違法ではないという答弁を当局はしました。

今回の報告は廃掃法に違反する行為であると、是正が必要だと、こういうふうな決定とみていいのかどうなのか。この点、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず1点目の契約の中で、粗大ごみの残渣については最終的には市へ持ち込む、有価物については業者が処分していいよと。これは先ほど今までの経過を踏まえて、なぜそういうふうな形になったかということは、報告をさせていただきました。 30年近くなる延々とした一般廃棄物の処理 行政において、いろいろな経過があったかと思います。特にこういう決定をしたのは、市に当時財源もなく、その施設が必要と言いながらもできなかつた経過を踏まえて、賀茂郡内の粗大ごみを処分できる施設を業者側がつくったと、そのときの積算、単価の積み上げ方式が聞き取り調査によると当時、トン3万円がぎりぎりの線だということで、キロ 3円ということに決まったというふうに聞き取り調査をしてございます。

そうした中で小林議員が言われますように、当然にこのような重要な事項については契約内容で明確にすべきところであったかと思いま す。しかしながら調査の中では、これが契約ということよりも口頭でやられているということで、調査委員会の中ではこれはもう大変不透明だということでございまして、報告にもありますとおり、こういうものについては明確に文書化して決裁をとって進めるべきだという改善策を示しているところでございます。

それから、廃家電の数量的なものを明確にということでございます。これも報告のとおり、確かに不明確でございます。

特に、テレビのガラス部分については、実態的にはテレビのガラス部分として持ち込んだ形跡がなかったものですから、これらも相手側業者に確認をしたところ、細かく粉碎をして一般のガラスの破碎残渣とともに市の方へ持ち込んだという答弁がされておりまして、これらについてはご承知のような経過の中で、現在では処分を取りやめているということで明確に今後リサイクル法に基づく業者指定のセンターの方へ持ち込むことを確認しているところでございまして、小林議員が言われるように、齟齬はあったことは確かでございます。

しかし、今後はこういったこともなくなるということで、透明性を確保するためにしっかりとした検査、立ち入り調査、こういうものを実施すべきだということの報告にさせていただいております。

それから、3点目の粗大ごみの処理について、生ずる残渣は下田市へ、有価物は業者、そういう中で、逆に市は、残渣物は所定の料金を払って処理しているのではないかということで、ただどころか、逆に市が金を払っているんだよということでございまして、実態はそのとおりでございます。

これも先ほど以来、経過の報告をさせていただいておりますけれども、そういう30年近く延々となる経過の中で時ときの処理の方法を決める際、そういうふうな形で進めてきたという現実がありますので、これらについてもしっかりと内容を調査すべきだと。

最後に遅くなりましたが、報告したとおり 現課だけの対応ですと、なかなか適正な対応ができない恐れがあるということは調査員の皆様も感じております。

そういうことで、この調査委員会はこの報告が終わってもずっと残して、そういう問題が生じたとき、また起こらないような形として、窓口となって相手側とのしっかりと交渉のもとでの約束事を確約していくという形の調査委員会を残すべきだということで、報告をさせていただいたところでございます。

それから、4点目の粗大ごみの処分につきまして、業者が直接持ち込むときにキロ当たり30円、消費税込みで31円、下田市におきましては20円という形で行ってきております。この齟齬につきましては報告をさせていただきました。下田市が一たん市民から受け入れた粗大ごみを20円で受け入れます。ただ、この破碎処理を委託する場合に、業者側には運搬費の25円、プラス破碎処分費の30円、キロ当たり55円を払っているという実態がございます。

そうした中で経過としては、下田市が30円を破碎処理費として支払っているということ、それから業者側が市民からあの場所で受け取る30円、これを結論としては処分費という考えの中でこのような処置をしてきたということが確認されました。

しかしながら、報告でもさせていただきましたとおり、市民側にとって市へ持つていったら20円、業者に持つていったら30円、これは不公平だということで、報告どおり違反しているということで、早急な是正が必要であるという形で報告をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） こだわるようでございますが、今後、粗大ごみの処理に当たっての契約は、口頭の契約については、私は市の契約規則等から言って、まれに見る違法行為だというふうに思うわけでございます。

この市長の責任は極めて重いと思います。まず、まれに見る不法な契約、口頭の契約だと。しかも、業者さんが持ち込む粗大ごみの残渣の内容は、恐らく焼却可能なものと焼却不可能なもの、これに分かれると思うんですよ、助役さん。そうですよね。

焼却可能なものは下田市に無料で焼却させる。しかし、報告書は冷蔵庫あるいは冷凍庫やテレビ、エアコンの証拠を破碎した、この処理したプラスチック製品等 の燃えるものは有料ですよと。そこから生ずるガラス類については、全部下田市が委託した不要な瓶・缶類に混入させて処理しましたと。こういうことを言っているわけです。

そこで私は、冒頭のあなたの結論の廃家電製品の残渣は3円で受け取っているという、この結論が極めて矛盾に満ちているということをまず冒頭に指摘したかったわけです。

それともう一つは、燃えないものについては、持ち込みではなくてその物まで、今度は逆にお金をつけて受け取っている。こういう実態があると思うんです。おわかりかな、僕の言っているこの関係は。おわかりだと思うんです。

そこでこの点については、もう少し明確にさせていただきたいと思いますが、今後、粗大ごみについてはことごとく業者さんが収集したもの、業者さんに持ち込まれたもの、下田市の委託されたもの、ことごとく残渣は下田市が無料で受け取るという、そういう方針で臨むのかどうなのか。この点はもう1点、明確にしていただきたいと思います。

ただ、口頭契約についての違法性については、今後訂正するということでございましたが、今までの不透明な根本的な原因がその辺にあったということに対する政治責任は、これもまた今後も残る。

次に、平成13年の許可に当たって、許可の条件の中に廃掃法並びに市の条例に違反しない、そういう業務を行うということが第一になっているわけであります。廃掃法、市の条例に違反して料金が設定され、長年にわたって市民に実害を与えていたということは、市長、助役さん、重大な問題だと思うんです。この点については、今後対策を考えるという点では、ここに市長以下、皆さんの業者さんとの関係のあいまいさを残しているのではないか。

許可をするのに廃掃法に違反しないという第一条件をつけていて、この廃掃法に違反している事実を議会から指摘されたら、あるいはあなた方調査委員会が調査した結果、そうした事実がはっきりした。その時点で、今後、今年の7月頃の改正までに合わせて、どうもそれに合うように値上げするなり、条例を改正するような格好でつじつま合わせをしますという。これでは市長さん、業者さんと市と当局との癒着、なれ合いというふうに言われても仕がないことではないでしょうか。

違法行為、市の許可条件に違反する行為があった場合に、どういう事情があろうとも直ちに中止の命令なり、改善命令を出して許可の条件を中止していただく。これが厳正というか、公正で公平な市政の運用ではないでしょうか。

そこで、市民に対する実害等、助役さんは市に持ち込むと業者さんに持ち込む市民との間の公正・不公正が生ずるということを言っているわけであります、そういう実害に対する下田市の措置として、この報告は極めてずさんきわまりない業者との癒着をあらわす、そういう報告だと思うんです。

なぜ、中止の改善命令等を直ちにその事実がわかった時点で出さなかつたのか。この点をお伺いします。

次に、そうすることによって、不法行為を長年容認してきた市長、助役の政治責任と いうものがここで市民に対する実害、市に対する財政的な負担の増大という、市財政に対する負担を増大させてきたという、この責任が生じたわけです、この報告で。

私は市長さん、助役さん、あなた方の処分に当たって、12月にその減俸という処分をしたいと、それを議会に提案した。同時に、これだけではとどまらないさまざまな諸問題があるから調査する。私はその時点で、調査報告書が出るまで、どういう格好にしてみても、その上で責任問題は明確にした方がよいのではないですか。

したがって、その時点ではあの条例、要するに市長が2カ月 10%の減俸、助役さんが1カ月 10%の減俸という、この特別特例の条例の提案は撤回した方がよいのではないか。こういうふうな提言をしましたが、当局の皆さん方の答弁は調査結果が出た時点で、これまた別問題として責任問題があれば、それはそれでやるというお話でした。

そこで最低、少なくとも明確になったのは、契約における 不法な契約、そして廃掃法の許可基準の不法行為に対する指摘に対して何らの訂正もできなかつた、この責任。こういうことに対して、そして市民に対して実害を与え、市財政上にも一定の過大な費用負担を出した。この責任というものの、明確さが必要になってくる。その点があるわけでございます。

この点について市長以下、どのようにお考えになっているのか、お伺いするものでございます。

さらに加えて、今後の改善の中で、市は立ち入り等の調査をする。そして実情をできる限り明確にすることでおざいますが。例えば、助役さんの報告ですと破碎の処理がキロ当たり 30円、運搬の費用がキロ当たり 25円。西本郷の業者さんの施設まで運搬する経費がトン当たり 2万 5,000円、10トン車で 25万円。こんな膨大な費用というものは、ものすごく高

いと思うのです。

それと紙類についてはダンボール、そして新聞紙、リサイクル上の契約で瓶や缶等々はどういうふうになっているのか。リサイクルの収集、運搬については地域の人たちが規律ある、きちっとした分別を確保するということで、お互いに地域の人たちが順番で分別収集に立ち会い、そしてそれを業者さんが収集、運搬するという 3,000万以上のお金をかけているわけです。そこから収集された有価物である瓶類や新聞、雑誌類をお金をして最終処分を委ねているというのは、これはどのような契約、積算に基づいているのでしょうか。

決算書等から見る限りでは普通、私も長いこと小学校、中学校、幼稚園の P T A の役員をさせていただきまして、今もそうですが、毎年、これらの団体を中心に廃品回収が行われております。廃品回収の中には必ず新聞紙やダンボールを出してくださいと、そして業者さんにこれを時にはキロ当たり 3 円であったり、 2 円であったり、 1 円であったり、いずれにしてもこの廃品回収で一定の事業活動の費用を出している。ところが新聞紙、ダンボールについては収集の経費を数千万のお金をして、その業者さんにお願いしている。

そして、集めたそれらは業者さんが処理するんだということで、下田市がキロ当たり 2 円、 3 円というお金を出して処理をお願いしている。この間の契約はどうなっているのか。きちんと明確にしていただかないとの総務常任委員会が示した、これは明確さを欠くことになると思うんです。

そして、今回の処理の、調査報告の最大の弱点は、この収集、運搬あるいは破碎処理、これらのすべてを随意契約で行っていること。長年の業者さんとの付き合いで行っていること、しかも口約束とか何とかというわけのわからないやり方でやっているということ。これを今後、できる限り透明性を確保するために、入札執行できるものは入札執行するという行政姿勢をとらない限り、この問題の透明性、公正で、しかも効率的な廃棄物の処理の運営は不可能ではないのか。

私はこれを契機に、次の平成 19 年度以降、随意契約をやめて、こうしたものについての入札を執行するという行政改善をするというのが今、下田市の行財政の改革にとって一番大事なことだと。

先般、吉田町、牧之原市で共同処理しているこの廃棄物の処理について、隨契と入札という問題で吉田町の議会の議長が贈収賄で逮捕されるという、こういう事件もあったわけでございます。その点につきまして私は、公正な行政あるいは効率的な行政を確保するために、廃棄物行政を確保するために、何でもかんでも長年にわたって同じ業者さんに同じパターン

であれするという、しかも口約束等の透明性を欠いた外部からよくわからないような、こういう契約でおやりになるということは、この改善が必要だと思いますがいかがでしょうか。

県から指導を受けたということでございますが、取り扱い注意の文書だから見せられませんというふうになっているそうです。聞くところによりますと、地元選出の県議がこれについて仲介しているということも聞いておりますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の粗大ごみの今後の取り扱いの中で、私の方の報告の中では現状からして長年、施設が設置される以前また後もいろいろな経過の中で、残渣を無料で受け入れるという、これは指摘を受けたとおり、口頭の中でやられていると、不透明なことが確かにあります。

しかし、調査委員会の中では私を含めて7人の委員がこれらを解明していく中で、こういう形になっているのかと初めてわかる部分もでてきました。大変、委員も初めて聞く話だとか、初めて聞く言葉だとか、戸惑いもありました。

そういうことで、先ほど報告したように、じっくりと2回の内部打ち合わせの中で、今までの経過も話し合いをいたしました。そういう経過を踏まえて、今回の報告書になっているのであります、もう30年に延々となる経過の中で、議員が言われるように確かに今、不透明なものについてはすべて解決しろというのもわかります。

しかし、今言ったような経過の中で、いろいろともっと詰めなければならない問題もございます。ですから、この調査委員会が報告しただけで終わりというわけではございませんので、この組織を残して、今後なるだけ早く皆さんが納得いくような形に改善をしていくという使命がございます。それを力説というか、最後にまとめさせていただいているものでございまして、報告の中では今言った今までの経過の中、また近隣町の実状からして、残渣については無料で受け入れざるを得ないということの報告となっております。これは今言った経過の中で、委員全員がそういう認識を持ったものでございます。

それから、2点目の30円と20円の違いということでございます。これまた議員の方からは違法的な状態にあると、市民に多大な経費負担を強いているということでございます。これも、そのような意見が出ました。

しかし、3点目で報告していますように、委託の業者側が特別のサービスといいますか、そのことの1点を入れたのは、下田市へ持ってきますと車で粗大ごみの置き場へ車が入って、一たんその前に計量して、置いてまた計量して、一般的な処分のごみそのものがあると2回、

往復4回、そういうふうな計量の所に乗るという手間もございます。

それから、職員が他の仕事をやっているときは、粗大ごみの置き場で自分がトラックなり車から降ろして、そこへ置かなければならぬ。ところが、委託の業者へ持つていった場合には、1回で例えば計量し、その社員が積み降ろしを手伝う場合もある。こういうことも報告をされたものですから、今後そのような実態をしっかりと検証をして、この30円、20円の齟齬といいますか、差を詰めたい。そういう中でだれもが納得する価格に落ち着かせたいというのが、報告の内容でございます。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） ですから、今言ったようにですね、これは早急に是正したいということの報告がなされておりますので、今言った別個のサービス的なものもございま すので、これらを詰めて改善をしていきたいという報告になっております。

それから、3点目の市長、助役の責任ということでございます。確かに何回か報告されておりますように、今までの中いろいろな経過がございました。ですから、一気にここで、すべてが解決できる、そういう状況でないということは理解をいただけるかと思います。

しかし、こういう問題が起きたことを契機に、適正な処理ができるような形で委員会を残してやっていこうという意気込みを示してございます。そういうことで当面、リサイクル法家電4品目の処分の方法について、適切な指導、監督、また何といっても2回にわたって更新をしたという責任をとって処分をさせていただいたものでございますので、これについては委員会の中でも、一たんこれは落着という判断をさせていただいております。もう既に業者は取りやめております。

それから、リサイクルの関係でございます。業者、リサイクル 13品目を定期的に回収をして有価物等々、また粗大ごみについては今報告したような処分をしてございます。確かに紙類等については、また鉄類も含めて逆有償のときもございました。また、有償で売れる時期もございました。そういう経過を踏まえてきておりまして、議員が言われるように処分を委託するのにキロ3円支払っているのも事実でございます。

これも報告したとおり、今までの経過がありまして、そういう形にしいています。今後、有価物について、この有価物は業者が処分できるということは報告したとおりでございますけれども、やはり時々のその価格を適正に把握をしつつ、そういう委託費の金額の問題等を詰めていくべきだということでまとめさせていただいております。

それから、随契の関係でございますが、確かに小林議員が言われるように近くは吉田町

等々あのような問題が発生をいたしました。今の流れが随契よりも、言うなれば一般競争入札、これは工事も含めてですが、そういう形になっております。一定の特定のものについては指名競争入札という方向で行っておりまして、現場の人間といいますか担当からしますと、それだけの能力、それから地元の業者、何かのときに地元ですぐに対応できる、そういうメリットの中で、随契でやってきたという経過があります。

しかし、流れは随契ということから競争入札にいっていることが、これは十分皆さんも認識しているところでございまして、調査委員会で もしっかりと検討して今後、どういう方法がいいのか。市民の皆さんに理解されるのか。また、少なくとも経費が節減できるのか。これらを十分に議論して方向づけを定めていきたというふうに思っております。

それから、最後 6 点目でございますが、県の指導ということでございます。 12月議会におきましても、何か県の指導が文書化されているものがあったではないかということで、それをぜひ出しなさいよという指摘がございました。しかし、我々が出す、出さないにかかわらず、議員さんからそういうものを持っているよという形の中で、すべての人で はないのですが何人かの人にはその取り扱い注意の文書が渡されております。議員も内容的には十分にご承知のことと思います。しかし、あれも委託の業者が今まで一般廃棄物の許可の中で家電 4 品目が処理されてきた。それで法が改正になって、リサイクル法という形の中で処分ができなくなった。5 ヶ月間、処分を取りやめて伊東の方へ持っていった。

しかし、企業として何らかの方法がないだろうかということで県の方にも協議をし、また国の方にも相談をした結果、企業として当然それは何らかの方法を探ることは当然のことだと思います。そういう中で 相談をされ、こういう方法なら引き続き家電 4 品目も処分できるというような県の見解も示されたということでございまして、あえて申すまでもなく、これはもう申し上げません。沢登議員の質問にもお答えいたしましたが、既に文書が出ているということでございまして、それを見ていたければ内容はおわかりいただけるかと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） この質疑の私の問題提起は、公の機関、公共の機関、下田市の契約ということについての許可、文書の契約が口頭によって重要な事項が口約束でも って行われてきたという、この不透明性というものまず第 1 点指摘したものでございます。

第 2 点目は、そういうものからくるところの廃棄物の収集業の許可に当たって、その許可の第一条件にしている廃棄物に関する廃掃法という国の法律を守って行うという、これが第

一条件です、その第一条件に違反して粗大ごみの収集料金を取っていた。

これに対して、今の助役さんのお話によりますと、業者さんの方も積み降ろしを手間にしているとか、下田に持ってくれれば計量が2回かかるうと3回かかるうと 30円でいいんですねという。こういうご答弁は極めていただけないと思うのです。これこそ業者さんの利益を擁護する執行者の姿勢を明らかにしていると思うのです。

直ちに、私は廃棄物の業の許可の第一条件に違反する重大な行為であるということで、改善命令、中止命令、こういうものを出さない限り、下田市の今後の廃棄物行政の根幹が問われると思うのです。これを出さないことについての市長、助役の責任は、今後、違法行為に対して、下田市はさまざまな行政処分、改善命令について行われているわけです。滞納に対する処分、あるいは下田市の建設業者の指名停止に関する処分、あるいはその他さまざまな違法行為や市の許可業務に違反したものについては、ことごとく改善なり処分が行われているのです。

今回のこの廃棄物問題については、業者さんも積み下ろしを手間にしているからまあいいわと、この先 30円に見合うように値上げすればこれでいいのではないかと。こういうものが見え見えだと、ここに当局の姿勢の重大な、大変な問題があると思うのです。この点が今後の石井市政の行政執行の公正性、公平性というものがまさに問われている。

これはぜひ、あなた方がやることでございますから、私たちがどうこうという ものではございません。しかし、法律の手続き、法の精神に基づいて執行する執行者としての責任というものがあるわけでございます。こういうことを無視しておやりになるということは、これまた大変なことになりますから、私はこの報告に対してこのような行政の姿勢というものは直ちに改善して、どういう格好にしても改善命令、あるいは中止の命令、こういったものをきちんと出すことによって下田市政の公正性、公平性が確保され、市民の不公平というもののが改善される。この点はぜひ、当局で考え、その責任をきちんとしていただきたいと要望を申し上げます。

次に、極めて不透明なものは、下田市の廃家電の処理に当たっての残渣物は有料で受け取っているという、この決定です。これはその根拠を示せという私の質問に対して、根拠を示せないどころか、恐らく廃家電の破碎処理された残渣はことごとく無料で受け取っているという、この実状からして廃家電等も一般廃棄物として破碎処理されたわけでございますから、その残渣はことごとく無料で処理されてきたという、こういうことを類推させるものだと思うのです。

この点について、反論があつたらぜひ、資料的に明確にしていただきたい。極めて技術的には1つの破碎処理施設で、廃家電のごみです、これは下田市の委託のごみです、こういうものを分別不可能な実態にあるのではないかというふうに思うわけでございます。

ですから、あえて質問しますが、廃家電の処理委託した平成13年度以降、有償で業者さんから下田市に持ち込まれた廃家電の残渣処理量、これを明確にしていただきたい。

そして一方、先ほどから申し上げているように粗大ごみの破碎処理に生じた焼却できないものの処理は、どのように処理されていたのか。この点についての明確なご答弁をお願いしたい。

一般的に、廃棄物粗大ごみの処理をしたもののが残渣は、下田市に持ち帰ってくるということのようですが、しかし、燃えるものについては確かにプラスチックや木くず等は市のあれで、あれしたものですが、鉄くず、あるいはガラス、陶器くず、こういったものは残渣の処理はどうされたか。これがいささかもないわけです。その点について片りんをうかがわせているのは、テレビ等の廃棄物の中でガラス類は、下田市が破碎処理を委託したものに混ぜてお金をもらって処理して、下田市に破碎ごみの中に混せてお渡ししたという。こういうことがあるわけです。

これまた、重要な問題だ。要するにガラス類に混せて下田市からお金を取ってやっている。こういうことを類推させるわけでございます。

したがって、私はこの点をぜひ今後も予算審議等々ございますが、審議の中で明確にさせていただきたいと思いますが、一番大事なのは私はリサイクルの収集処分に対する委託契約の内容をもう少し明確に説明していかないとわからないわけです。

ですから最後に、リサイクルの収集処分というものの内容はどういう契約か。そうでないと膨大な処理委託料、こういった問題が出てくる。そこで提案としまして、委託料の精算とすることを今後検討すべきではないでしょうか。

すなわち委託契約は、破碎の中間処理だけは委託していると、残渣は基本的には下田市が責任を持ちますという委託契約の内容だということでございますが、ただし、そのうちの有価物は相手方が処分していいですよという、あるいは紙やダンボールも3円、2円の処理費のお金を出して、収集の経費はリサイクルの収集で下田市が全面的に出している。持ってきて、積んでおいて、それを始末するだけです。

そうした場合に、始末するのに焼却した場合には焼却の経費を出しましょうとか、あるいはどこどこに運搬している経費が必要であると。そうではなくて、それらが要するに有価物

となった場合、逆に精算をする仕組み、今の仕組みですと下田市の方が一方的なもので、相手方業者さんはそれをいかに使ってもこれは自社の利益です。これでは一体性を欠くと思うのです。

したがって契約上、有価物の処理に当たっての契約というものを明確にして、最終的に委託料の精算をするというやり方をする。なぜならば、廃棄物の処理、とりわけ粗大ごみ、瓶、紙類、数千万に及んでいるわけです。そういうものがあいまいな形でおかれていたら、これまた市の厳しい財政状況の中で、そういうものが不透明なままで行われているということであってはならない。

今回のこの調査結果を踏まえて、平成 19年度予算については先ほど指摘しましたような粗大ごみの運搬費が、わずか 1 キロか 2 キロの距離においてトン 2 万 5,000 円。そういう状態になっているということを含めまして、予算上の措置をお考えになる必要があるのではないかと思いますので、意見を申し上げたわけですがいかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 最初に何回か答弁しておりますけれども、口頭での約束は 不透明でないかという指摘については不透明ということで、今後しっかりと文書化をして決裁の中で処置をしていきたいというふうに考えております。

それから、2 点目の 30 円と 20 円の差の改善命令を出すべきという点でございます。これは先ほど以来 30 円という金額設定した経過というのは、平成 7 年のときにあの粗大ごみ処理施設が民間活用という中で数億円をかけて設置をされた、そのときの積み上げ積算の中でトン 3 万円、キロ 30 円ということでの設定ということが市の職員、また相手側業者の調査の中で明確になってきてございます。

それも現在、例えば業者側から言わせますと、市の職員が努力をして粗大ごみをあの粗大ごみ置き場センターで分解していること自体も本来は約束違反だよと、当時あの施設を減価償却も含め維持管理、運転していくためには、賀茂郡内の粗大ごみはすべてここで処理をさせてもらうという約束ではなかったかというようなことも、業者側からの回答としてはあったわけでございますが、しかしながら時の流れ、時代の流れとともに、こういう行政としても努力が必要であるから、これは理解してもらわなければ困るというような形の中で、この 30 円というのが示された根拠であるかと思います。

ですから、これらについては報告の中でも記述しておりますとおり、この調査委員会を窓口に今後どういう金額設定、どういう解決が市民にとっても理解されるのかということを聞

いていきたいということを述べているところでございます。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） なるだけ早く解決をしたいと思っております。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） ですから、その中にはなぜそういう形かというと、県の見解ですけれども、特別なサービスをしている場合はこの差があってもやむを得ないという 見解も示されておりますので、これらも含めてしっかりと調査をしていきたい、解決をしていきたいというふうに思っております。

それから、廃家電の処理の中で特にテレビのガラス残渣、これについては一般廃棄物として混入させて処分しているよということ。これは報告の中でも記述をさせていただいております。

担当課の方の見解では、テレビの残渣が入ってきており、ガラス残渣として持ち込まれてはいるという認識は持っていないかったのですが、相手側企業の聞き取り調査の中で、当時処分をした中で有価物はそれなりの処分をし、特にブラウン管 の部分については破碎をしてガラス残渣として持ち込んだということが言葉として表されたものですから……

〔「有料ですか、無料ですか」と呼ぶ者あり〕

助役（渡辺 優君） ガラス残渣ですから、無料です。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 全部答弁をさせていただきます。量は多くないのですが、ガラス残渣の中に混入させてもらったという答弁がなされておりすることを調査委員会としては記述をさせていただいたものでございます。

それからリサイクル品についても、先ほど報告、また答弁をさせていただいております。リサイクル分別収集をした段階で、直接市の方へすべてを持ち込むわけではなくて、有価物等々については一たん業者側の施設へ持ち込んで計量の結果、報告があり、これは当然に信頼関係の中でやらなければならないことですが、数量確認、報告の中でそれなりの委託費を払っているということでございまして。

そのうち、有価物という中で鉄、雑誌、新聞、これらについては時々の値段の変動が大きくて、場合によっては逆有償という形で処分をしていただくとともに市がお金を払うという実態も何回かあったようでございます。現在は企業努力の中でできるだけ有償 になるような努力をしている。それも自分のところの車を使って東海道筋までわざわざ持つていって、で

きるだけ有償の中でも値段の高い処分ができるような形で努力しているのだという答弁もございました。

しかし、これら有価物の処分についても当時の施設設置のときの約束事で、残渣は無料、有価物は業者の収益としてという約束が今まで守られてきたということでございます。

これらについても報告書の中ではしっかりと数量等を明確にし、また今後、議論の中で小林議員が5点目で指摘をいたしましたように委託料の精算といいますか、これが担当課の方との協議はまだしていませんけれども、その有料のものが本当に積算ができる逆有償にならないことが長く続くのか、いろいろな見通しの問題もございますけれども、これは議論をしていく必要があるかと思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） いいですか。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 廃家電をどれだけ処理したかという部分ですけれども、平成16年からはわかってますが、それ以前の部分で業者の方からも報告がわからないと、ただ16年からはこちらで数字は今、台数等はわかつております。それ以前のものはわかりません。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（鈴木布喜美君） だから、業者が現実的に廃家電、洗濯機が年間約1,700台、約ですけれどもテレビが3,000台、エアコンが950台、冷蔵庫2,280台というような形の数量は把握しております。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（鈴木布喜美君） 残渣については、我々の方がその把握をしている金額が、残渣については1年度しか把握がございません。1年度だけで1万5,240キログラム、15.24トンが持ち込まれたということです。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） はい、番外。

助役（渡辺 優君） 廃家電の処理の数量については今、課長が答弁したようでございます。その数値につきましては、可能な限り整理ができれば表にして出させていただきたいと思います。

ただこの廃家電のうち、既にテレビ、それから冷蔵庫については処分が取りやめになっていることは何度か報告をしているところでございまして、現実にはその数量が本当にがくっと落ちている現状でございます。これは当然、法律に基づいて伊東の方へ再処理、リサイクルという形の中で運んでいるという実態であろうかと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 9分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 先ほどの廃家電の取り扱い台数については、後日議員さんに配付させていただきます。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） すみません、この報告書、たぶんお休みになっておられる委員長の求められた6項目に対して、短い期間でございますがしっかりした報告書になっているかと思います。

ここで一つ心配になりますのが、当時問題にもなりました環境負荷で、フロン等が現実にどういうような環境に与えた負荷が及んだのか。そういう部分での調査がなされたのか、なされなかったのか。そういう配慮がなされたかということをお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） フロンの話は委員会ではいたしませんでした。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） こういう議論のときにいつも環境基本条例も含めまして、自然環境の保全だとか、そういう論点がすっぽり抜けて、たぶんこれ、市民の財産をむだに使わない、有効に使うという論点で、これはこれでよろしいのでございますが、今度は市民の安全、そ

ういう論点からの議論がいつも表裏一体でなければならないというのが私の考えでございまして、環境審議会等々の議論にこの部分がどういうのり方をしていくのか、また諮問をしていく意思があるのか。その辺をもう一度お聞かせ願えますか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 委員会におきましてはフロンの家電4品目、特に断熱等々の問題につきましては若干出たのですけれども、ただこれについては取りやめという処置の中で一たん解決済みということで、これは議論をしなかったということがございますが、このまとめの中にも記述しておりますとおり、平成7年度、この粗大ごみ処理施設ができる前はすべて野焼きで処理をしていたという経過がございます。

一たん野焼きでやってさらに、今の施設ではないのですけれども、その前の古い施設で委託をして再度また燃やしていたという経過もございまして、その当時から比べますと雲泥の差があるなど。当然にこういう社会状況の中でフロンの問題が大きく取り上げられている。そういうことでございまして、その思いを当時の課長にも述べてもらいましたけれども、今ある状況の中で最大限、議員が言わるようにフロンの問題も解決というか、支障のないような形での処分も進めるべきだという意見も出ておりますので、今後十分にそれについては検討をしていきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 先ほどから金額設定に対しましていろいろ議論もなされておりますが、この平成7年度の添付されております新聞記事を見ますと、後段でございます。

「建設費は明らかにされてはいないが粗大ごみ1トン処理当たり 5,000万円」、推測である程度カウントして、これだけの金がかかると。これぐらいのキロ当たりの単価を策定した。こういう姿勢はぜひともやめていただきて、積算の根拠は市民万民が納得のできるような、積算の根拠をつくる、基準におくということを要望して終わります。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 昨年の12月から2月6日まで短期間で審議を重ねてきた、この委員会の皆さんにまずもって敬意を表したいと思うわけでございますが、やはりこの許可業者と市との関係をどうただしていくのか、どこに問題があったのか、それがどのように改善されていくのかという点が、この報告書では残念ながら一番大切なところが見えてこない。こんな感想をまず申し述べたいと思うわけですが、なぜ見えてこないのか。

従来どおりのシステムを改善しようとしていない。平成7年に野焼き等をやってきたこの十一、二年の経過の中で、やはりしょうがないのだ、すぐには改善できないのだ というような姿勢がまず当局の中にあるのではないか。その点が第1点目の質問でございます。やはりそういう姿勢ではなく、きっちり許可業者との正常な関係に戻していくと、この姿勢が一番大切だと思うわけですけれども、その点の政治姿勢はどうなのか。第1点でございます。

それから、平成7年のときに野焼きをしていたと。この野焼き自身がこの7年のときにも違法なことですよね、違いますか。市が法律に違反することをせいせいやっていて、そのことについての反省をきっちりしない。この姿勢を引き継いでできているのではないか。こういううぐあいに思うわけです。この当時、野焼きということが法的に許されていたのかどうなのか。2点目の質問でございます。

やはり、法律に従ってきっちり当局の姿勢をただしていくという、こういう観点から1、2の質問をしているわけでございます。

さらに、家電リサイクル法が13年4月1日からできたわけですので、この点について言えばテレビ、冷蔵庫については現在、伊東まで搬送して家電メーカーのリサイクル工場で処理されていると。こういうことになっていようかと思うわけですが、4品目と言われますクーラーと洗濯機についてはいかになっているのか。

しかも、これらの残渣が、シュレッダーがキロ3円で再び市に持ち込まれているという認識だとすると、そこはきっちり改善すべきではないかと思うわけでございます。これらのクーラーや洗濯機も含めて、家電リサイクル法ができているわけですから、それらのものにきっちりのせていただく。そして出てきた残渣はやはり市に持ち込むのではなくて、それなりの業者あるいは処分するところにきっちり業者から持ち込んでいただく。こういう改善が必要だと思うわけでございますが、その点について3点目としてどういうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目としまして、粗大ごみの市で収集してきた物、あるいは13品目としてその中に粗大ごみもあるのかもしれませんけれども、市がかかわった粗大ごみと業者に直接持ち込まれる粗大ごみの関係が全く従来と変わらない形でその残渣物は処理をするのだと、こういう方向が のところで出されていると思うわけですけれども、やはりこれらのものも許可をするとということはまさに市の施設としての側面も持っているわけですね。たまたま業者がそれを運営しているという形があっても、市の管理のもとにきっちりそれが処理されている。こういう関係をつくっていかなければならぬと思うわけですが、業者に直接持ち込まれた物と市

から持つていった粗大ごみとの関係をどのようにしていくのか、この文面からでは全くわからない。従来と変わることろがない。しかも、無料で引き取るのだという。こういう姿勢になっているのではないかと思いますけれども、ここの見解はどうかという点が次の質問の内容でございます。

それから、3ページの有料処理料金の問題でございますが、これは私が指摘したとおり廃掃法に違反をする。こういう回答を得たと思うわけでございますが、その改善内容が市の手数料を改正する。むしろ業者の方の金額に市の手数料を上げて、つじつまを合わせる。あるいは許可業者が別のサービスを行っていれば、法に抵触しない。まさにここに当局の姿勢があらわれていると思うわけです。

家電リサイクルに伴いますテレビ、冷蔵庫の処理基準違反については、国の指導できっちり是正されたと。法律に基づく仕組みが、何かほかの理由をつけてそれでよいのだというようなことでは、やはりまずいのではないかと思うわけです。具体的に、ここに手数料を改正するというような姿勢が出てくること自身がどういうことだという、不安と疑問を感じざるを得ないと思うわけであります。

それから、許可業者が市と別のサービスを行っていれば、法に抵触しないことが考えられる、県の指導だと。こうおっしゃいましたけれども、県のどういう方がどういう根拠を持って、こういう指導をなされたのか。明らかにしていただきたいと思います。法に定められたことが、別のサービスをしていれば法に抵触しないのだよと、こんな理屈が成り立つとしたら、何のための法体系だと、取り決めだと、こういうことになると思うわけです。その点で、そういう指導した責任者及びそういうものを受け入れようという立場に立っている市の姿勢について、明確にお答えをいただきたい。このように思います。

次の、瓶あるいは粗大ごみの持ち帰り取り扱いの問題についての4ページの件でございますけれども、その改善の必要性につきまして有価物は処理コストと相殺する方法で取り扱っている。こういうことを書かれておりますけれども、市の会計原則、取り扱いの予算や会計原則の中で、相殺するということは認められているのか。

私が職員として勉強してきたことの中では、相殺するなどということは認められていないはずだと、原則ですね。収入は収入、歳出は歳出で、それぞれ区分けして経理をするというのが原則だと思います。

平成7年当時、野焼きをし、結局、粗大ごみは処分をすればよいごみ、廃棄物だと、こういう考え方方が根底にあったかと思うわけですが、リサイクル法というのは必ずしも廃棄物で

はなくてそれを再利用するんだと、有資源にするんだと、こういう考え方方に立ってきているわけですので、有価物を相殺するコストとして処分してしまえば、それが下田市からなくなってしまえば、それはそれでいいんですよと、こういう考え方ではいけないのではないかと思うわけです。

小林さんはそのところをきっちり精算をすべきだという意見を申し上げたと思うわけですが、この実態は、有価物は処理コストとして相殺するということではなくて、現実は無料であげていたということが事実ではないかと思うわけです。その点をここに書かれているような回答だということになれば、いくらで、どういう支出で、歳入で、どう相殺したんだということがここに書かれなければならないと思うわけですが、その点がどのように相殺されたのか、お尋ねをしたいと思います。

いろいろありますので、とりあえずその点をお尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） ただいま 6 点ほど質問がありましたので、私の方から答えるべきものについて答弁をさせていただきます。

最初に、1 点目の従来どおりを改善しようとする姿勢がみられないということでございます。

記述の中には、そういう点もあったかと思います。改善というよりも現状を維持しようという記述だと思います。しかし、全般的にこの調査委員会を引き続き存続させて、そういう問題に対処していくこうということが記述をされております。冒頭、沢登議員も言わわれたように、これを実際に審議したのが 1 カ月間 でございました。そういう中でいろいろな問題がまだ山積みしていて解決したわけではないと、今後もしっかりとこの調査委員会存続の中で改善を見つけていくこうという姿勢でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、市が収集する粗大ごみ、または業者へ持ち込みの粗大ごみ、これについても記述の中でどのようにしていくかという質問の中で、従来と変わっていないという指摘でございますが、これらについても述べていますとおり、市の施設の現状、それから市民の利便性も考えたときに、やはりこの収集の形態は委員会としては残さざるを得ない。そのように判断をして、報告としてまとめさせていただいたものでございます。

6 番目の持ち帰りの問題でございます。これも相殺はおかしいよと、当然、精算すべきだというご意見でございます。これも報告の中で、述べさせていただいているとおり、時期によっては、逆有償のときもありました。また、有償で業者が有価物として収益をあげると

きもありました。今後、こういう方式は賀茂郡下の町でもやっていることから、引き続きこういう方式をとりたいという、また今までの経過の中での約束事もあって、こういう形をとることの記述でございますけれども、やはり報告の中でも記載しているとおり、透明、明確にするためにもその時々の有価物の有価価格、こういうものもしっかりと把握した上で委託料金等も含めて、協議をしていく必要があるということも報告の中で述べているところでございます。

もちろん、有価物は再生が主眼であります。逆有償等々にかかわらず再利用されるということは、大黒議員も言われておりましたように、燃やすよりも大きな目で見た場合にいろいろな面で大変有効な手段であるというふうに思っております。その考えは変わっておりませんが、しっかりとその把握をしながら、協議をしていきたいというふうに思っております。

私の方からは以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 7年の野焼きがどうなのかということは、県条例で野焼きは禁止だというようなことで、そういう中で粗大ごみの施設の話が出てきたというふうに解釈しております。

なお、またクーラー、洗濯機を今後どうなんだということでございますけれども、これについては今の段階では下田市が許可を与えておりますので、そのまま状況が変わらない限り継続していくというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 手数料の関係で、手数料を業者に合わせて改正するのかということについてですけれども、先ほども委員長が申し上げましたようにすぐにそういうふうなことではなくて、現実的に皆さん、委員会でまた調査して話をていきたいというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 許可業者が市と別のサービスを行っていれば法に抵触しないというようなことなのですけれども、これについてはほかに付加価値の ようなことが、何か余分なことをしてそれで業者がその負担をするのであれば、料金を取ってもいたし方がないのではないかということです。

県がそういうふうに言ったというのは、県に問い合わせたところ、そういうもしも何かがあったならば、付加価値をつけるようなことが何かあれば、そういう料金を取ってもしょうがないのではなかろうかというふうな回答を得たということです。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 今の点で、具体的な別のサービスというのが考えられるのかどうなのか。何を根拠にして、そういうぐあいの指導 があったのか。再度、明確にしていただきたいと思います。

法に照らして言えば、この3項目の回答などあり得ない回答だと思うわけです。2、3はですね。法に違反しているのですから、それを直していくという姿勢を当局はとらなくて、この2ないしは3であいまいにしていくなんていうことは許してはいけないことだと思うわけです。そういう姿勢に当局自身が立ってはまずいけないことだと、正しい関係がこういう姿勢ではつくることがでないのではないか。こういうぐあいに思いますので再度、質問をさせていただきたいと思います。

それから、家電リサイクルから言えば、このクーラー、洗濯機の残渣物を市の方に持ってきて3円で処分するんだということになれば、これも小林議員が質問したように3円で処分する根拠は何だということになるわけで、業としてやっているこの残渣物が市に持ち込まれてそれを可とするなんてことはこの際、是正していただきなければならないことの1つだと思うわけです。業としてやったものの残渣物は、ちゃんとそれなりのメーカーなり、きっちり処分するところに持ち込んでいただいて処分をする。こういう姿勢をとらなければテレビ、冷蔵庫と同じような状況が再度クーラー、洗濯機においても出てくる不安というのが絶えずつきまとっているのではないかというぐあいに思うものですから、その点の見解をお尋ねしたいと思います。

せひとも、そういう意味ではこの違法なことは、直ちに改善の命令を出してただしていくのをいただきたいと、そのようにその点は要望をしておきたいと思います。

それから、このコストの問題は相殺するというこの仕組みそのものを改善していくという方向をせひとも目指していただきたい。当然、全体の、例えば 3,400万もかけて収集している13品目についても、その量をみ ずからはかるのではなくて、業者のはかりではかっていたいとどれだけ集めたか、だからいくら払うんだと、こういうことを支払いの根拠にしているということは普通信じられないような状況だと思うんですね。それをはかりが混雑して、業者のはかりの計量を受けているのだからいいんだよと、しかしそこに立ち会う状態はない

というわけですから。

契約の根本になっているどれだけの量を処分して、どれだけの量を収集して処分したのかと。一番根本のところの計量が業者任せだと、しかも業者の機械で対応しているのだと。やはり、これはきっちり改善の方向を、処理する場所がないからとか計量機がないからということではなくて、業者とのるべき関係がどうあつたらよいかという、計量の問題から、基本的な問題からきっちりただしていっていただきたいと思いますが、その点はどうか。

この報告書ですと、そういう体制にないので、この現状を認めて従来どおり業者の計量でやるのだと。こういうぐあいに読みとれるわけですけれども、その点はどうなっているのかという点でございます。

とりあえず、報告ですから何回も出ると思いますので。いくつも言うとわからなくなると思いますから、この点でお答えください。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の30円、20円の格差是正については、しっかりと勧告なりを出して、早い時機に改善をすべきであると要望するということでございます。

今回、沢登議員も言っていただいているとおり、委員会としての報告はこのようにさせていただきました。ただ委員会そのものは何度も申しておりますけれども、今後も引き続き機能していくということでございますので、ただいまの意見については十分に委員会の中で議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の13品目リサイクル。これも報告においては沢登議員が言われるように、うちの方の清掃センターの機能からしてやむを得ないということの報告になっておりまして、これらについては特に業者との議論をいたしました。こうした本来市がやるべき業務を民間の方にお願いしている、一部任している、こういう前提にはやはり業者と市との信頼関係がなければ任せられない事業だといった中で、相手側としては今、内部告発もあるときだと、職員、社員も辞めることも多いと、何か不正なことがあれば、そういう内部告発だってあり得ることで、当然そういうごまかすようなことはしないと、若干のことをやるについてこれだけの人の多額な金額の請負を無垢にするようなことは一切しないと、そういうかたい答弁がございました。

ですから、いろいろ新たに出てきた議論すべきこともありますけれども、ある程度は信頼せざるを得ない、そしてしっかりと検査や調査をすべきだということでの報告がなされているものでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 洗濯機とエアコンについて、リサイクル法にのせるべきではないかというような話なのですけれども、現状では先ほども申し上げましたように、処理基準が洗濯機とエアコンについては明確になっていません。現実的にはありません。

それで、冷蔵庫とテレビについてはそういう処理基準がありましたもので、それにしたるものであって、その2品目には今まで廃掃法の許可で現状のままでいくということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午後 1時30分休憩

午後 1時37分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） すみません、貴重な時間を。

今の答弁で洗濯機、エアコンについては処理基準を充たした施設でございます。

よって、リサイクル法の金額を徴収しているということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 粗大ごみの処理、有価物の処理でございますが、それは金銭のみから相殺ということに言われていると思いますが、この有価物がきっちり処理されているのかどうなのかという疑問も当然出てくると思うわけですね。それらのことも一切業者がお金にかかるのできっちり処理しているのだろうと、こういう想定のもとにこのシステムが成り立っているわけで、しかし、実態はそうでないこともあります。有価物でも先ほど言ったように変動があるということになれば、それが不法投棄される可能性もあるわけですね。それらのものがそうならないようなシステムをどうつくっていくかということが具体的に必要になってこようかと思いますけれども、ぜひともそういう検討も含めて、この点については進めていただきたい。

それから、5ページ目の県からの助言を受けて、廃家電の処分とあわせ、粗大ごみの処分

ができる許可を行っている。従来どおり、この許可をもらえばできますよというだけではなくて、それは当然処理基準というのがあるわけですから、その処理基準も県は担当者ないしは業者にもきっちり説明をしているのだろうと思います。

ところが、それらのものが、県の助言の内容がこの調査の中でほとんど明らかになっていない。ただ許可さえもらえば業として従来どおり破碎ができますよと、このように受け取られていますけれども、実態は県がいくら指導するといつても、そんな指導でとどまるわけはないわけで、廃掃法と家電リサイクルの 法律に基づいて当然指導しているわけですので、そういう指導がどうされたのかということは、マル秘の文書だけでなくいろいろあると思いますので、ぜひともこの調査の中で明らかにしていただきたいと思います。

そこが、13年9月1日の許可を与えたという、この問題のそもそも発生源であるわけですので、一番のそれに対する見解がポイントであろうと思いますが、再度その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、この6ページの破碎後の雑瓶に混入させたブラウン管等のガラスは、一緒に処分していた市に持ち込んで、市はそれを トン5万円で埋め立てをしていたということだと思いますが、そういうことを確認しているということで書いてあります。持ち込んでいた時期があったと、こういう表現ですが、この経過からいきますと、もうはなから家電リサイクル法が施行されたときから、このような状態であったのではないか。一時期があったということであれば、そうでない時期、どういうような調査でここが明らかになったのか。

しかも、これらのものは今の仕組みの中で、キロ当たり3円の今の形態の中で、処理料をもらうんだということであれば、これは当然さかのぼって業者に3円を当然払っていただく。そしてしかも、持ち込んではいけないものを持ち込んで、市はそれを金をかけて、トン5万円をかけて埋め立てているということですので、その費用も含めて当然業者に支払っていただくという姿勢が、業者との関係をただすという意味では必要ではないかと思うわけですが、そこら辺の事実に基づく費用を業者にもきっちり負担していただくという姿勢があるかないか。再度お尋ねをしたいと思います。

それから、やはりこのような状況は、小林議員も指摘しましたように、業者との随意契約という仕組みの中で契約があいまいにされてきた結果だと思うわけです。きっちりした入札制度やこの業者1件しかないからここに頼むしかないんだというようなことではなくて、市が直営で直接やるということを含め、なおかつ1社ではなくて多くの業者の協力を得て入札

をするというような方向が、この改善のためにはぜひとも必要かと思うわけですが、廃家電にかかわらず、結局この業者との関係の中でこの廃家電の問題が出てきているわけですから、この際、あらゆる業者との関係をすべて見直してただしていくということが必要かと思うわけですが、その姿勢について再度お尋ねをいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の有価物の関係でございます。

金銭のみではなくてきっちり処理されているのか、不法投棄が心配されるよということをございますが、これも委員会の中で確認したのですが、有価物については再三答弁をさせていただいているとおり、時代によって逆有償のときもあったということは間違いない事実でございます。

しかしながら、責務としてこれらを不法投棄するなんていうことはとんでもないということをございまして、企業努力の中で逆有償のときでもできる限りそのリスクを 小さくすべく、また有償のときにはできるだけ高く処分できるような努力を、企業努力としてやってきていくということで、この不法投棄については問題外と、そういうことでございました。

それから、県からの指導ということでございます。これも再三答弁させていただいております。取り扱い注意の文書でございまして、内容的には議員もしっかりと読まれていることと思いますが、取り扱い注意ということで県との信頼関係の中で公表しないということで理解をいただいているところでございますが、内容としては、企業が存続する中で今までやっていた事業ができるという手法としては、こういう手法があるよということの指導でございます。ぜひ、これは理解をいただきたいと思います。

それから、ブラウン管のガラス部分をガラス残渣に混入して市の方へ持ち込んでいたということの中で、一時期ということでございました。先ほども答弁させていただきましたが、市の認識としてはガラス残渣の中に混入してきたということはなかったのですが、業者状況調査の中で、一時期そういうこともあったということでございまして。この一時期がいつであるかは確認をせず、また相手側業者も明確にその時期がいつで あったかということは、答弁がございませんでしたので記述をできませんでした。

それから、4点目の随契でございますが、これもやはり皆さんも言われているとおり、また先ほど答弁したとおり、今後、委員会の中でも十分に議論をして、だれが見ても適正な価格で適正な業者が受け入れるような形の方法をいろいろと研究、協議をしていきたいというふうに思っております。これが姿勢でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後にもう1点だけ、当局の姿勢の点についてただしたいと思います。

質問の中で、平成7年時点で粗大ごみの処理方法については野焼きでやっていた。ところが業者が施設を建設するということで、そこにお願いをすることにした。こういう話があつたわけですが、その経過の中ですべての粗大ごみはこの業者に持ち込むような契約があるかのような発言を助役さんがされていたと思うのですけれども、この平成7年度時点でのこの焼却業者との契約状況はどうなっていたのか。本当に持ち込むような契約を結んでいたのか。

というのは、法的に言っても市がそういうものはできない、業者に頼むしかないという限りにおいて許可をするという建前になっているわけですから、既に平成13年当時の粗大ごみは396トン、約400トンあったものが現時点では190トン。それは、やはり清掃事務所に働く職員がみずから粗大ごみの解体や処理をして有価物を処理している。そして、この粗大ごみの量を減らす努力を、処分する量を減らしているわけですので、結局、そういう市の職員の努力がこの7年当時の契約、破碎処理、中間処理の契約の中でまずいことのような契約があったとすれば、そこもきっちりこの際そういう契約を破棄してただしていかなければならぬと思うわけでありますが、どのような契約が7年当時あるいは8年当時なのかもしれませんけれどもされていたのか。最後に明らかにしていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 平成7年に業者が粗大ごみ処理施設を建設した経過、新聞の記事、またはまとめの中に記述をしてございます。

大変な投資をしたわけでございますから、耐用年数から焼却、そういうすべての原価計算をして、言うなれば当時の担当係長も、また業者側も積み上げ積算の中で、賀茂郡下の粗大ごみをすべて受け入れたときに、この金額で何とかペイできるというのがトン3万円ということで、間違いなく賀茂郡下の自治体、一部施設を持っているところは別として、そこへ委託をしていたという事実はございます。

ですから、平成7年にすべてというか、下田市もまた近隣の自治体のうちいくつかがすべての粗大ごみをその施設、所有者に委託をしようと、これは委託です、ということは間違いない経過であったかと思います。その後、13年9月になりますて、処分もできるということで市の委託と、それから直接市民が持ち込む、この2つの手法で粗大ごみの処理が始まったというふうに考えております。

ただ、経過はちょっと余分になりますけれども、この平成7年にいろいろな状況の中で、やはり施設が必要という結論に達したときに、下田市も図面等の作成委託をして、どれくらいかかるのだろうかという試算をした経過がございました。大変な経費がかかるということで、当時一廃の処理業者が4社あったと聞いておりますけれども、4社が共同で組合をつくりて増野の方に施設をつくろうという話にいったのですが、いろいろと他の業者が採算が合わないということで撤退をいたしまして、最終的にはあそこに処理施設ができたという経過を踏まえての、現在までの委託または処分の経過であろうかと思います。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 今回、平成13年4月に家電リサイクル法が施行されて、その後5ヶ月間はそれに沿ったんですけれども、5ヶ月後の9月1日に処分業の許可を下田市が出したこと、これが一番問題点になると思うんですよ。それについてどうして、12年までやってきたことが13年の9月に変わったのか説明がなかったと思うんですね。どうしてなったのかね。処分業の許可というか。

それまでは収集、運搬で、処理委託だけでしょう。それが処分業としての許可を下田市が出てしまつたんですね、一般廃棄物処分業として。その辺が一番、出てしまつたというところが問題点だと思うんです。その辺のどうしてなったという説明がないと思うんですよ。その辺をはっきりしていただきたいと思います。

それでまた、平成13年4月1日に家電リサイクル法ができる、その後にこういう一般廃棄物も含めて、行政以外で一般廃棄物を処理する業者の許可がほかにもあったのかどうか。その辺についても伺います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 報告の中でも明らかにしていますとおり、平成13年4月1日にリサイクル法が施行されまして、一時期、議員も言われるように伊東のリサイクルセンターの方に運んでいたという時期がございました。

そうした中でも、いろいろ業者としては今までやっていたものをなんとかできないだろうかという研究の中で、先ほど来いろいろ質問の出ております県へも相談し、国へも相談した結果、こういう形があれば、これは引き続き自分の施設で処理できるということがございまして、平成13年9月1日に処分の許可をした経過がございます。

この処分の許可というのは、確かに言われるように大変大きな許可でございまして、委託

から許可可能ということでございまして。ただ、このヒアリングというか、聞き取り調査の中では、その前にもいろいろいくつかの許可が出されております。これは長い歴史の中で許可がされているのですが、一つには再生利用個別指定商というのがございまして、これは鉄くずや瓶、缶等の再生利用を目的として収集する場合に一般廃棄物処分業の許可が必要ないため指定しているということで、この業者はそういう指定もされております。

また、いくつかの指定というか許認可もあったようでございまして 当時、流れとして報告してあるとおり民間の活力を活かそうということで、平成7年に新しい施設の設置許可、これは県でございますが、県が認め下田市も委託をしている。そうした中で民間活用するなら、今までのいろいろな指定商等々の取り扱いもここで一気に整理をしましょうということで、いろいろな事情もありました、市民の便宜の問題もあったでしょうし、下田市の所有する施設の老朽化や手狭なこと也有ったでしょうし、そういう判断から当時処分の許可をおろしたと。聞き取り調査の中では、そのような確認をしているところでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） ほかに許可というのは、今手元というか、センターでは把握しておりません。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） それは非常に残念ですね。

何のために家電リサイクル法ができたのかなという、それをね、本来は一般廃棄物の処分というのは自治体の固有事務であって、それを民間にやるというね、それができないから業務委託というのも多少はわかるけれども、廃家電法ができてからほかも調査しないで、ただ県が枠に当てはめるというか無理やりにでもつくったというと ころが一番問題だと思うんですよ。

それと民間活用。いろいろな説明をしたと言うけれども、役所の中でも今までにない一般廃棄物の処分業の業の許可をしたのだから、前任者かなんかの聞き取りで民間活用がわかつたというが、それは文書かなんかで、稟議というんですか、そういうのがあったのかどうか。あつたらその内容をやっぱりほかの資料と一緒に出してほしいと思うんです。

そこが一番問題だと思う。 13年4月の前後というか、今まで絶対そういうことはないと思うんですけども、ここでなぜそうなったのか。それがはっきりしない。ぜひ、お願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 平成13年9月1日からの処分業の許可、これを認めたときの稟議があったのかということでございます。

稟議はありますが、途中でとまった稟議でございまして、昨年 12月に確認した中で、なぜこういう事態になっているのかということで、担当にも確認をいたしました。担当も正直なところびっくりしておりますが、これは当然に決裁を受けてつづりにとじられているものと思ったということでございます。いろいろと確認したのですが、ただ我々の判断といたしましてはもう既にこの時点で昨年の 12月においても、そういうことを許可してから 5年半もたっていると、現実そういう処分の許可の前提に事業を実施していることもあります、これを今ここですべて取り消すわけにいかないと、損害賠償の請求もあるだろうしということで、そういう前提の中で現在進めているところでございます。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） いろいろなことが出てきまして、それは聞いておきます。

あと一般廃棄物処分業の許可を与えるのに、これは市が許可するわけですよね。そういうのは県等には相談しているわけでしょう、市でそのまま判断したのではなくて。そういうものに対する副申とか、そういうものがあるのでしょうか。そういうものがあったら、またこの次にも出していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 何かほかにないかということなのですけれども、それについては稟議の中にはありません。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁できますか。

いいですか、 15番。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） ちょっと視点を変えて質問したいと思うんですが。

家電リサイクル法ができて、一般廃棄物許可業者が家電4品目についての処理ができるんですけれども、それはあくまで個人を対象にしており、いわゆる家電販売店等が持ち込むことは禁止されているはずなんですが、過去、許可業者のところに家電販売店等が持ち込んだことがあると、あるいはないというふうに当局がどのように考えておられますか。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） あくまで家電リサイクル法では、業者はその集積所、伊東に2つの集積所があります、そこへ持っていくことがあります。ただちょっと調査をしてみましたら、下取った物を過去には業者が、小売店がAさんに頼まれたもので持っていたというような話がありました。そして、栄協さんに聞きますと、それはAさんに頼まれたから持ってきたというだけの話でございました。ただ、そういう部分については、これは今後、気をつけるようにと。業者はあくまで頼まれたならば、自分が売った物であれば伊東の集積所に持っていくものですというふうな話にしてあります。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 頼まれたものであっても売った商品の下取りであれば当然、伊東の正規の処分場に持っていくなければいけないものでありますから、こうしたことに対する啓蒙活動もまた必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 業者さんの方も、今後そういう部分で啓蒙活動というようなことを私どもも考えております。

現実的に、国の方にそういう部分で業者にできないかというようなことを聞いてみました。そうしましたら今のところできないというような回答がありましたので、我々今後、家電販売組合がどういうのがあるのかといったら、今解体しているような状況でございます。それなもので、今後どういう業者があるのかということを確認しあって、また業者の方に今後、リサイクル法にのっとった処理をするようにというようなことを伝えていきたいというふうに思っています。

議長（森 温繁君） ほかに。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですけども。

家電リサイクル法と廃掃法ですね、一般廃棄物の処理の方法についての関係ですね、そこら辺がどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

というのは、特殊事情ということで、下田においては処分業の許可を下ろしたと。処分業の許可を下ろして、その業者は一般廃棄物の処理の仕方で処理していますということなんですけれども、その時点で家電リサイクル法の処理の基準ですね。先ほど課長が処理の基準

はありますとおっしゃいましたけれども、処理の基準はどのような形で下田における処分業許可の中で生かされているのか。そこら辺のところが何か、要するに家電リサイクル法というのは再生するということですよね。明らかに法律においては、例えばクーラーにおいては60%以上が再生しなさいと、洗濯機においては 50%以上は再生しなさいというふうなことが書き込まれていますよね。そこまでちゃんと解体して使える物は使うというふうなことが家電リサイクル法ですよね。

それと一般廃棄物の処分業の許可をおろしたという、処分業の許可をおろしたら、家電リサイクル法のそこら辺のところは何もやらなくていいんですか。しかも、お金は業者のチラシの中でもちゃんと取っていますよね。エアコンについては 3,500円、洗濯機については 2,400円、これは全国同じ金額ですよね、取っている。

こちら辺のところがどうも何回聞いてもよくわからないのですけれども。こちら辺のところをちょっとわかりやすく教えていただけますか。

議長（森 温繁君） はい、番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 現実的に今、栄協さんが持っている施設で、家電リサイクル法の処理基準を充たしてあるわけで、そのパーセントを有価物として取っているということでございます。だから、現実的に冷蔵庫とテレビについては、そういう基準を充たさなくなつた。しかし、洗濯機とエアコンについては充たす施設であるもので、それで許可を出しているということでございます。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 再生の基準と処理の基準が、どうもこんがらがっているような感じですけれども。冷蔵庫、テレビは処理の基準があって、フロンの解体の仕方、冷却でなくて断熱のフロンをちゃんと取りなさいというふうなのがあって、それは今の業者の施設ではできないと。またテレビに関してはブラウン管、これちゃんと線を取ってもう一度使えるような形で処理しなさいと、ブラウン管自体をね。さらにガラスで処分するのではなくて、そこからガラス部分を取ってもう一度使えるような形で処理しなさいと。その 技術はないと、であるから、それに関しては、今現在は伊東に持っていくということですね。

では、洗濯機、エアコンはどういうふうな形で処理されているのか。その中からエアコンに関してもう1点混乱しているのは、有価物と再生物とは違いますから、有価物イコール再生物なのかどうなのか。こちら辺のところもよくわからないのですけれども、とにかく家電リサイクル法においてはクーラー、エアコンに関しては 60%以上のものはもう一度使いなさ

いと。ということは、残渣は 40%ということですよね。洗濯機に関しては半分はもう一回使いなさいと。使うということは解体した後、しかるべき施設に持っていくわけでしょう。そういうでしょう。

それがなされているのかどうなのか、というふうなことをいまだかつて全然そういうふうなことではないもので、そこら辺のところが具体的にどうなっているのか。そういうふうなことがなされていなくても、お金になるところだけ処分してしまって、あとはキロ 3 円で全部みんな市の方へ持っていくということなのですけれども。そういうふうな形でお金になるからどうだとか、そういうところだけは業者の方が処分する、あと残った物は全部市の方へもう一回持つてしまふ。その割合なんかどうでも、金額だけで判断しておくというような形でやられると、これは全く家電リサイクル法に違反するわけですけれども。

家電リサイクル法に違反しても、処分の基準でなされればいいのかどうなのか。その処分の基準というのが、家電リサイクル法とどういうふうな関係になっているのかというのが、聞けば聞くほどわからなくなってくるので、もう一度説明をお願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 今、リサイクル法の処分率がありましたが、今の栄協さんの施設でその処分 パーセント以上に、今の段階ではできるということです。ただ何パーセントという部分は、ちょっと私にはわかりませんけれども、今の施設でリサイクル法上のパーセンテージよりも多く廃掃法の許可ができるという部分があるから、許可があるわけでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 5 番、よろしいですか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） そこら辺の具体的な数字の押さえというのは、やっていないわけですね。市の方としてはやっていないわけですね。ただ基準を充たしているというふうなことだけなのですね。そのことに関しての数字的な押さえというのは、これから市はやることですね。助役、そういうふうなことですね。

これから調査委員会を中心にして、そういうふうな処分がどういうふうにされたのか。割合、数字的なことちゃんとしっかりと、これから市としては責任を持って押えていくというようなことですね。そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

助役（渡辺 優君） 今、課長が答弁したように、家電 4 品目というのは特定家庭用機器一

般廃棄物の再生または処分の方法ということで、一般廃棄物の処分の中でも明確に4品目の再生利用が示されておりまして。

何回も言っていますように、うち2つの機種についてはその施設では処理基準を充たしていないということで取りやめになったわけでございまして、残りの2つについて特にエアコン等々のフロンについては、業者から明確に抜き取りをして千葉の方に運んでいますということで、その処理基準に沿って適正に再生処理をさせている。また当然に、鉄での構造がほとんどでございますから、それらについても再生の方に間違いなく回すということで、それは処理基準を充たした施設にのみ、許可を与えているということでございますので、間違いなく再生処理がされているということございます。

しかしながら、議員が言われたように今後も若干不透明なところもございますので、調査委員会でしっかりと調査または議論をしていきたいと思います。

議長（森 温繁君）ほかにありませんか。

14番。

14番（増田榮策君）2点だけちょっとお伺いいたします。

リサイクル法が施行されて以後、下田市でもボランティア等でごみの片付けを相当やっているのですが、このごみの中にはテレビ、冷蔵庫、それからあらゆる家電が入っていたと思うんです。これはどのようにして処理されていますか。

たぶん、破碎されているのではないのかな。破碎されていないで、その家電の中でやっているのか、やっていないのか。その辺をお伺いします。

それから、もう1点はですね。今後、このテレビのデジタル化で大量のテレビが家庭から出ますけれども、これが不法投棄される恐れがある。これは今後、どのような対策を考えているのか。どういうふうにまた処理されるのか。その辺を2点お伺いします。

議長（森 温繁君）番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君）不法投棄における家電製品については、市の方に持ってきてリサイクルのルートにのせています。ただし、職員みずから伊東の方にリサイクル券を買って行っております。

それと今後、テレビの部分については、もうテレビは取りやめておりますもので、家電で出てきた場合は伊東へ行くということになります。

議長（森 温繁君）14番。

14番（増田榮策君）そうすると、その不法投棄されたもので、年間どれくらいの予算を

見込んでいますか。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 不法投棄につきましては、今後、少し多くなるのではなかろうかという予測はしております。

現実的に、ごみ袋の有料化に伴っても不法投棄もふえるのではなかろうかと予測しております。これについては、職員がここにあるということであれば、取りにいくのかなというふうなことになろうかと思います。

それと予算化については、今後ふえるという部分であります。これは財政当局との話でありますので、一応今ここで数字は明確にはわかりません。予算のときにお話しします。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） たぶん、予算化というのは無理だと思います。

しかし、このデジタル化を迎えて、高齢者の増加を迎えて、これは莫大な不法投棄が行われる可能性があるんですよね。そのために、市はこの不法投棄に対する家電リサイクル法がうまく施行するように、不法投棄に対する罰則とか監視体制、こういった抜本的なものをやらないと莫大な予算の無駄になりかねない恐れが出てくるので、ぜひその辺のことを考えていただきたいと要望しておきます。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（森 温繁君） これをもって、一般廃棄物処理業務適正化に係る調査報告についてを終わります。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年2月下田市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時15分閉会